

■【トピックス】

適材適所？



野田総理が内閣改造を行いました。参議院で問責決議が出た2閣僚を含めて5人が入れ替わりました。

毎回、適材適所といい続け、しばらく経つと問責決議を受けて罷免する代わりに内閣改造ということが続いているような気がしますね。

自民党時代から変わりませんが、内向きのバランス人事ではなく、国民のためになる人事を行ってほしいものです。中小企業でも経営トップのリーダーシップが発揮された適材適所の人事が重要ですね。

■【今月のキーワード】

国外財産調書

経済の国際化に伴って個人の海外取引が増加していますが、これに伴い海外資産の申告漏れが増加しています。このような事態に直面して課税庁もこれらの実態を把握するために納税者の有する国外財産について報告を求めることにしました。

その年の12月31日において有する国外財産の価額の合計額が5千万円を超える個人は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年3月15日までに税務署長に提出しなければなりません。不提出時の罰則もあります。

■【ビジネス・アイ】

国外財産調書

社長 「円高がなかなか是正されないね。海外に移転する中小企業も増えそうだね」

花野 「そうですね。中小企業の中には、独自に海外対策をはじめているところもありますね」

社長 「そうすると、将来は海外へ移住ということもありうるね。資産を移転させている人もいそうだね」

花野 「それに関してなんですが、平成24年度税制改正大綱で『国外財産調書』というものを新設すると書かれているんですよ」

社長 「その『国外財産調書』っていうのは、なんの？」

花野 「毎年末に、海外に5千万円を超える資産がある人は、3月15日までに明細を調書という形で税務署に出さないといけないんですよ」

社長 「そうなんだ。でも前から財産について報告する制度があったよね」

花野 「はい、『財産及び債務の明細書』ですね。その年の所得が2千万円を超える人に提出義務があります。今回の『国外財産調書』はそこから海外分を抜き出したものになります」

社長 「そうすると書式が2つになっただけで実質は変わらないということになるのかなあ？」

花野 「それがそうでもないんですよ。両方とも提出義務はあるんですが、『財産及び債務の明細書』には提出に関して罰則がないんですが、今回の『国外財産調書』には故意に不提出の場合、罰則があるんですよ」

社長 「税務署は、それだけ重要視しているんだね」

■【今月の1冊】

『9割がバイトでも最高のスタッフに育つディズニーの教え方』

福島 文二郎 著

中経出版 ¥1300

ディズニーがあつた巨大施設をほとんどバイトだけで運営して、おまけに顧客満足も最高という秘密を解き明かしている1冊です。

そこには、ミッション、行動指針からはじまる「しくみ」と「しかけ」があります。

ディズニーが凄いのは、妥協せずに、それを継続してやり抜くところですね。



■【編集後記】

昨年10月に断裂した右手小指の腱が、だいぶ治ってきました。固定装具でこれまで固定していましたが、ときどきリハビリしています。

小指とはいえ固定されると不便ですね。今年はケガのない1年にしたいです。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 59（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2012.2.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>